

明 細 書

発明の名称：

承継支援装置、承継支援プログラム、および評価支援装置

技術分野

[0001] 本開示は、財産の承継を支援する承継支援装置、承継支援プログラムと、財産の評価を支援する評価支援装置に関し、特に、動産や不動産を含む有体財産や無体財産について、公表するか否かを含めて管理することのできる財産の承継を支援する承継支援装置、承継支援プログラムと、財産の評価を支援する評価支援装置に関する。

背景技術

[0002] 利用者が所有等する財産は不動産であれば法務局の登記簿に登録され、自動車などの一部の動産であれば陸運局などに登録されている。しかし、このような登記簿や陸運局の登録は、積極的な公表を前提とするものではなく、その財産を所有等していることを第三者に知らせたい場合などには有効な手段とは言い難い。例えば、趣味で集めたコレクターズアイテムなどは自己が保有していることを自慢する為に第三者に公表したい場合もあるが、従前では個々のブログなどのソーシャルネットワークシステム(SNS)で公表するしか有効な方法は存在しなかった。

[0003] 一方で、利用者においては自ら所有等する有体財産や無体財産を一元管理したい場合もあり、当該所有する財産を何れは第三者に公表するとしても、現在は第三者に公表したくない場合も存在する。かかる所有物の公表に関する技術として特許文献1(日本国特開2001-167151号公報)が提案されている。この文献の車両売買システムは、売却条件を満たしたときに中古車情報を公開可能とすることが開示されたものである。

[0004] また特許文献2(米国特許出願公開第2009/0012904号明細書)では、オークションおよび物件リストサービスなどのインターネット市場を可能にするためのコンピュータシステムおよびソフトウェアに関し、一方ま

たは両方の当事者が匿名である取引の場合、取引所は、一方の当事者の身元を他方に明らかにすることなく取引を実行することを開示している。

[0005] そして特許文献3(日本国特開2008-117216号公報)では、衣服、装身具、カバン、バッグや身廻り品あるいは保管可能な各種動産に関する保管並びに保管品に対する本人を含めた会員同士の評価、情報交換ができ、該保管品に関し会員及び非会員が購入可能な預け入れ動産相互の情報交換・取引・情報管理システムに関し、「有料会員aは自己が所有する動産A～Cについて、A非公開、B会員公開およびC完全公開にそれぞれランク付けを行なう。A非公開は有料会員aのみが自己の動産に関するアイテムの閲覧が可能であり、B会員公開は有料会員a以外に会員bも閲覧可能であり、C完全公開は非会員を含めて全ての訪問者が動産に関するアイテムの閲覧が可能である。」ことを開示している。

[0006] また自己が所有する財産を公表する場面として商取引がある。例えば特許文献4(日本国特開2002-117340号公報)の自動販売システム及び方法では、外出先での商品の受取りが容易であって、特にユーザー個人の情報の漏洩を防ぐことができる自動販売システムを開示したものである。

先行技術文献

特許文献

[0007] 特許文献1：日本国特開2001-167151号公報

特許文献2：米国特許出願公開第2009/0012904号明細書

特許文献3：日本国特開2008-117216号公報

特許文献4：日本国特開2002-117340号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0008] しかしながら、これらの技術は商品の売買を目的としており、商品の売買を適切に行うことを可能としたものである。そこで本開示は、売買等の譲渡や貸与等の取引を必須とすることなく、財産の公表又は非公表を管理するこ

とのできる財産管理装置を提供することを課題の1つとする。

- [0009] また、前記先行技術の様に売買を目的とする場合には、売買する目的物の情報を公表することが必要となるが、売買を目的とせず単に所有物を管理する場合には、第三者への公表を望まない場合もある。そこで本開示は、利用者が管理する財産の登録を受け付けて一元管理可能としながらも、当該財産の公表又は非公表を任意に選択可能とする財産管理装置を提供することも別の課題とする。特に、管理対象となる財産を特定する財産特定情報および当該財産を管理する管理者を特定する利用者情報の少なくとも何れかを公表する際には、公表内容と公表条件を設定できるようにし、公表条件に基づいて所定の公表内容を公表するようにした財産管理装置を提供することも別の課題とする。
- [0010] また譲受や借用を望んでいる財産が存在するものの、その所有者や使用者等を含む管理者が分からない場合も多く、このような場合には取引を開始することができなかった。また自己が所有する財産について、必ずしも譲渡や貸与等の取引を欲してはいないが、条件次第では譲渡や貸与等の取引をしても良い場合も存在する。そこで本開示は、譲渡や貸与等の取引の意思の有無にかかわらず、利用者が管理する財産を公表することができ、譲渡や貸与等の取引の希望者から提示された条件次第で譲渡や貸与などの取引を行うことができるようにした財産管理装置を提供することを、更に別の課題とする。
- [0011] また、特定の財産の譲渡や貸与を欲している場合、対象となる財産次第では不動産登記簿や陸運局の登録を確認することでその所有者や使用者を知ることができる。しかしこのような登録簿が存在しない場合、例えば財産が腕時計やコレクターズアイテム等である場合には、所有者を知ることができなかった。そこで本開示は、財産の所有者や使用者等を含む管理者を知ることができるようにした財産管理装置を提供することを更に別の課題とする。
- [0012] 更に利用者が管理する財産を譲渡又は貸与等の取引をする際、及び財産の譲渡又は貸与等の取引を希望する希望者が申し込みを行う際には、当該財産の価値を知りたい場合も多い。しかしながら、前記特許文献1等で提案され

ている売買システムでは、販売するものが主観的に価値を定めるものであって、客観的な判断材料が存在しなかった。特に市場価格の算定基準が明確にされていない財産においては、取引の成立には当該財産の価値評価が重要である。そこで本開示は、利用者が管理する財産の価値評価を支援する事のできる財産管理装置を提供することを更に別の課題とする。

[0013] また財産の管理に際して、自己が所有または管理する財産のみならず、第三者が所有、管理、又は使用している財産であっても、その公表や非公表、取引の可否、或いは所有者、管理者、又は使用者の変更(譲渡や相続を含む)を含めて管理する事のできる財産管理装置を提供することを更に別の課題とする。

そして管理する財産についての取引や交渉が行われた場合に、当該財産についての客観的な価値評価を支援すると共に、取引の安全性を確保することのできる財産管理装置を提供することを更に別の課題とする。

更に本開示では、管理する財産についての相続その他の一般承継を行う為の遺言書など、承継原因となる情報を作成する事ができ、更に遺言書等の承継原因の事実を証明する書面または情報の信憑性を客観的に担保する事のできる承継支援装置及び承継支援システムを提供することも更に別の課題とする。

課題を解決するための手段

[0014] 《財産の公表管理装置》

上記課題を解決する為に、本開示では、譲渡や貸与等の取引を必須の要件とすることなく、利用者が所有または管理する財産を登録することができ、そしてその公表を任意に選択でき、更に公表内容や公表条件を設定できるようにした財産管理装置を提供するものである。

[0015] 即ち本開示では、コンピュータを用いて構成され、有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産を管理する財産管理装置であって、管理対象となる財産を特定する財産特定情報、および当該財産を管理する利用者を特定する利用者情報の少なくとも何れかと、前記財産特定情報及び利用者情報それ

ぞれの公表又は非公表を特定する公表特定情報とを保持する財産情報記憶部と、前記公表特定情報に含まれる公表条件情報に基づいて財産特定情報及び／又は利用者情報の公表処理を行う公表処理部とを具備し、前記公表特定情報には、公表する財産特定情報及び／又は利用者情報ごとに、公表内容と前記公表するための公表条件とを含む公表条件情報が含まれる財産管理装置を提供する。

[0016] 上記管理対象となる財産は、利用者が所有または管理する財産である他、第三者が所有又は管理する財産であって良い。また前記公表処理部は、予め設定した公表条件に従って、予め設定した公表内容で公表するように構成することができる。かかる公表条件としては、公表時期などの確定した条件である他、為替や他の取引との関係など、外的要因に基づいた不確定な条件であって良い。当該公表条件情報に設定した公表条件を満たしたときには、これを利用者に通知する他、公表処理部が公表を行うことができる。また公表内容としては、公表する情報の取捨選択情報の他、公表時期、公表する対象、公表する地域などであって良い。

[0017] そして本開示に係る財産管理装置では、前記財産情報記憶部に保持した管理対象の財産についての取引の履歴を保持する履歴保持部を備えることができる。当該履歴保持部が保持する取引の履歴は、取引が成立したか否かを問わず保持することができ、また取引が成立した時と、取引が成立しなかった時では、保持する履歴情報の内容や保持する期間などを異ならせることができる。

[0018] また本開示に係る財産管理装置は、第三者が所有または使用している財産を代行して管理する事のできる財産管理装置として構成することもできる。

即ち、前記財産特定情報は、第三者が所有または使用する財産を特定すると共に、当該第三者が所有または使用する財産の所有者または管理者の変更条件を規定する変更条件情報を含んでおり、当該変更条件情報に規定された変更条件の充足を契機として、当該財産の所有者または使用者を変更する所有／使用者変更手段を備え、前記利用者情報として、第三者から財産の管理

または処分の委託を受けた受託者を特定する受託者情報を保持し、当該受託者が委託を受けた財産について所有者または使用者が変更された場合には、変更後の所有者または使用者を前記受託者情報に関連付ける財産管理装置とすることができる。

[0019] また本開示では、コンピュータで実行され、有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産を管理する財産管理プログラムを提供する。

即ち、管理対象となる財産を特定する財産特定情報、および当該財産を管理する利用者を特定する利用者情報の少なくとも何れかと、前記財産特定情報及び利用者情報それぞれの公表又は非公表を特定する公表特定情報とを保持する財産情報記憶ステップと、前記公表特定情報に含まれる公表条件情報に基づいて財産特定情報及び／又は利用者情報の公表処理を行う公表処理ステップを具備し、前記公表特定情報には、公表する財産特定情報及び／又は利用者情報ごとに、公表内容と前記公表するための公表条件とを含む公表条件情報が含まれており、前記財産特定情報は、第三者が所有又は管理する財産を特定すると共に、当該第三者が所有または管理する財産の所有者または管理者の変更条件を規定する変更条件情報を含んでおり、当該変更条件情報に規定された変更条件の充足を契機として、当該財産の所有者または管理者を変更する所有／管理者変更ステップを備え、前記利用者情報として、第三者から財産の管理または処分の委託を受けた受託者を特定する受託者情報を保持し、当該受託者が委託を受けた財産について所有者または管理者が変更された場合には、変更後の所有者または管理者を前記受託者情報に関連付ける財産管理プログラムを提供する。

[0020] また本開示に係る財産管理装置は、コンピュータを用いて構成され、利用者が管理する有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産を管理する為の財産管理装置であって、利用者が管理する財産を特定する財産特定情報と、当該財産を管理する利用者を特定する利用者情報と、これら情報の少なくとも何れかの公表又は非公表を特定する公表特定情報とを保持する財産情報記憶部と、当該財産情報記憶部が保持する公表特定情報に基づいて、前記財

産特定情報及び利用者情報の少なくとも何れかの情報の公表を管理する公表管理部を備えて構成することができる。

[0021] そして前記公表特定情報は、前記財産特定情報及び利用者情報の何れも公表しない事も選択可能とすることができる。即ち、前記公表特定情報は、財産特定情報及び／又は利用者情報を公表することを特定する情報の他、公表しない事を特定する情報を含むことができる。かかる公表しない事を選択する際には、財産特定情報及び／又は利用者情報の公表を選択するラジオボックスを設けるか、公表しない事を選択するラジオボックスなどを設けて形成することができる。

[0022] また前記公表特定情報は、前記公表管理部が公表する為の条件及び公表する範囲の少なくとも何れかを特定する公表条件情報を含むことができる。

[0023] 《財産の取引支援装置及び取引支援システム》

また本開示では、前記課題の少なくとも何れかを解決する為に、前記財産管理装置を用いて取引を行うように構成した財産の取引支援装置(又は財産管理装置)を提供する。

[0024] 即ち、本開示に係る財産管理装置を用いて構成した財産取引支援装置であって、前記財産特定情報として保持されている管理対象の財産に対する譲受又は借用の申し込み情報からなる取引申込情報を保持する取引申込情報記憶部を備える財産取引支援装置を提供する。また本開示では、前記本開示に係る財産管理装置を用いて構成した財産取引支援装置(又は財産管理装置)であって、更に前記利用者における、前記財産を譲渡又は貸与する意思の有無(即ち、財産の取引意思)を特定する取引希望情報を保持する取引希望情報記憶部を備え、当該取引希望情報は、財産を譲渡しない又は貸与しない事も選択可能であり、前記公表管理部が公表を管理する情報として、当該取引希望情報を含むように構成した財産取引支援装置(又は財産管理装置)を提供する。

[0025] かかる財産取引支援装置において、前記取引希望情報は、前記利用者における前記財産を譲渡するか又は貸与する意思の度合いを段階的に特定するランク情報を含むことができる。また前記取引希望情報記憶部が保持する情報

は、更に財産を譲渡するか又は貸与する意思の形成に影響を与える要素を特定する取引要素情報を含むことができ、前記公表管理部が公表を管理する情報として、当該取引要素情報を含むことができる。更に、前記公表管理部によって公表された財産特定情報に対する、譲受又は借用の申し込み情報からなる取引申込情報を保持する取引申込情報記憶部を備えることができる。

[0026] そして本開示では、前記課題の少なくとも何れかの課題を解決する為に、上記財産取引支援装置(又は財産管理装置)を用いて形成した財産取引支援システム(又は財産管理システム)を提供する。

[0027] 即ち、上記本開示に係る財産取引支援装置(又は財産管理装置)と、当該財産管理装置とネットワークで接続されている前記利用者が操作する利用者端末と、当該財産管理装置とネットワークで接続されている前記財産の譲受又は借用を希望する希望者が操作する希望者端末とからなる財産取引支援システム(又は財産管理システム)であって、当該財産取引支援装置(又は財産管理装置)における公表管理部は、前記財産情報記憶部が保持する公表特定情報に基づいて、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも何れかの情報を公表すると共に、前記希望者端末から取得した取引申込情報を、前記利用者端末に公表する取引実行部を備える、財産取引支援システム(又は財産管理システム)を提供する。

[0028] また本開示に係る財産の取引支援装置及び取引支援システムは、利用者が所有または管理している財産の譲渡または貸与の取引を支援する他、利用者が所有または管理していない財産、即ち第三者が所有または管理している財産や、所有または管理を希望する財産の譲渡または貸与の取引を支援する為に構成することができる。その為、前記財産情報記憶部は、所有又は管理を希望する第三者の財産特定情報を保持することができ、前記財産情報記憶部が保持する財産特定情報は、利用者が所有又は管理する財産と、所有を希望する第三者が所有又は管理する財産とを区別できるように構成することができる。その際、利用者が所有又は管理する財産を特定する財産特定情報とは別に、自己が所有を希望する第三者が所有又は管理する財産を特定する為の

希望財産特定情報を構成することもできる。そして当該希望財産特定情報についての譲渡または貸与の申し出は取引希望情報として保持することができる。

[0029] また当該財産情報記憶部は、管理対象となる財産を所有または管理する利用者を特定する利用者情報の他、他人の財産の所有または管理を希望する希望者を特定する希望者情報を含むことができる。その際、利用者情報は利用者を特定する情報で構成すると共に、当該利用者が自己の財産を所有または管理するのか、或いは第三者が所有または管理する財産の所有または管理を希望するのかを区別する識別子を設けて保持することができる。

[0030] 従って本開示では、前記本開示に係る財産管理装置を用いて構成した財産取引支援装置(又は財産管理装置)であって、前記財産特定情報は、所有または管理を希望する財産を特定すると共に、他人の財産の所有または管理を希望する希望者を特定する希望者情報を保持する財産取引支援装置(又は財産管理装置)を提供する。

[0031] 上記所有または管理を希望する財産(以下、「希望財産」とする)の特定は、前記財産特定情報として管理する他、これとは別に希望財産特定情報として管理することができる。かかる希望財産は、自己が所有又は管理を希望する財産の他、第三者が所有または管理を希望する財産であっても良い。即ち、第三者からの希望に応じて、当該第三者が所有または管理を希望する財産であっても良い。また、当該希望財産は、その所有者または管理者を特定して登録する他、所有者または管理者を特定しないで登録しても良い。特に所有者または管理者を特定しないで登録した希望財産については、当該希望財産の販売情報をインターネット等において検索し、当該希望財産の譲渡又は貸与に関する情報を抽出して、これを希望者に提供することもできる。特に希望財産の検索には、人工知能(AI)を利用し、希望財産の特徴量に基づいて、当該希望財産の譲渡又は貸与に関する情報を抽出する事も望ましい。また、当該希望財産の譲渡又は貸与に関する情報を抽出は、定期的に行う事で、当該希望財産の譲渡又は貸与の開始を監視することもできる。

[0032] 以上の様に財産の所有または管理を望む希望者からの取引希望情報を受け付けることにより、財産情報記憶部に財産特定情報として保持されていない財産に対しても、取引を要求することができる。従って、例えば財産の所有者または管理者が利用又は身に着けている財産について、取引を希望する取引希望情報が登録されれば、これをトリガとして、その財産を財産情報記憶部に登録し、その取引を支援することができる。その結果、当該財産の所有者または管理者から見れば、特段、財産として認識するものではないものであっても、他の者(取引の希望者)から見れば、財産的な価値がるものについては、取引希望情報を受けることで財産として登録する処理を行い、その後、その取引希望者を第1取引者として優先情報を付加して登録し、財産の取引を支援するように構成しても良い。そして譲渡又は貸与などの取引が成立した場合には、その履歴情報を保持し、一方で譲渡又は貸与などの取引が不成立である場合には、一定期間に限って取引の履歴情報を保持し、一定期間経過後に自動的に履歴情報を削除するように構成することもできる。

[0033] また本開示に係る財産の取引支援装置及び取引支援システムは、財産の所有者または管理者からなる主体的要件に基づいて、その者が所有または管理する財産の取引を支援する財産の取引支援装置及び取引支援システムを提供する。即ち、前記本開示に係る財産管理装置を用いて構成した財産取引支援装置(又は財産管理装置)であって、前記利用者情報に基づいて財産を所有または管理する利用者を特定し、当該利用者が所有または管理する財産を財産特定情報として登録する、財産取引支援装置(又は財産管理装置)を提供する。特に特定の者が所有または管理する財産についての譲渡または貸与の申し出は、取引希望情報として保持することができ、当該特定の者が所有または管理する財産の所有または管理を希望する希望者は、希望者情報として保持することができる。

[0034] かかる財産取引支援装置は、財産を所有または管理する利用者に基づいた取引を支援するものであり、当該利用者が所有または管理する財産が財産特定情報として登録された時に、これを公表するものである。当該公表はWe

b上で公表する他、特定の者に限定して公表することもでき、更に当該利用者情報を関連付けている者に対してのみ公表することもできる。従って、特定の利用者の財産の所有又は管理を希望するユーザーは、当該特定の利用者特定情報を登録しておくことにより、その利用者が所有又は管理する財産について、譲渡又は貸与の申し出情報や公表情報を取得することができる。

[0035] そして前記特定の財産、若しくは特定の者が所有または管理する財産についての譲渡または貸与の申し出からなる取引希望情報を登録した希望者については、当該財産の譲渡または貸与について優先的に交渉を行う優先情報を付与する。かかる優先情報は、当該財産の所有者または管理者に対して最初に交渉する権限である他、取引条件に付いて優位性を付与する情報であって良い。また、同種の取引希望情報が複数登録されている場合には、当該取引希望情報の登録順に優先情報を付与することができる。なお、当該優先情報には、財産特定情報の公表順序を含むことができる。即ち、優先情報が付与された順に財産特定情報を公表することもできる。

[0036] 上記本開示に係る財産の取引支援装置及び取引支援システムで取引対象とする財産は、自己が所有または管理する財産に限定されるものではない。即ち、第三者が所有または管理する財産であっても良く、更には自己が管理する第三者の財産であっても良い。特に第三者が所有または管理する財産の取引を行う場合には、前記利用者情報は、財産を所有または管理する者から取引を行う事について承諾を受けた者を含むことができる。例えば信託財産等のように公的にも客観性が担保されている財産について、一定の条件が成立した時に、信託財産の受託者が、新たに財産を信託した者の財産として登録し、当該信託者の代わりに譲渡や貸与などの取引や管理を行う事ができる。従って、当該財産管理装置は、財産の利用者情報の変更を受け付けることもできる。

[0037] また、前記取引対象となる財産の登録は、当該財産の所有者または管理者の承諾の有無を問わないものとすることもできる。この場合、取引対象となる財産は、第三者が所有または管理する財産となり、当該財産を登録したユ

ーザーは、当該財産についての取引の締結を開始条件として、当該第三者の財産を取得するように構成することもできる。また、当該財産を登録したユーザーは、当該財産の取引に際して、第三者の財産の取得又は利用に基づいた解除条件を設定することもできる。かかる構成によれば他人物売買であっても、その取引の安全性を確保することができる。

[0038] よって本開示では、前記本開示に係る財産管理装置を用いて構成した財産取引支援装置(又は財産管理装置)であって、前記財産特定情報は第三者が所有又は管理する財産を特定しており、当該財産特定情報は、第三者が所有または管理する財産の所有者または管理者の変更条件を規定する変更条件情報を含んでおり、当該変更条件情報に規定された変更条件の充足を契機として、当該財産の所有者または管理者を変更する所有／管理者変更手段を備える財産取引支援装置(又は財産管理装置)を提供する。

[0039] そして当該財産取引支援装置(又は財産管理装置)では、第三者から財産の管理または処分の委託を受けた受託者を特定する情報を前記利用者情報として保持し、当該受託者が委託を受けた財産について、所有者または管理者があった場合には、当該変更後の所有者または管理者の財産として管理又は処分を行うことができる。この時、利用者情報は、当該財産の管理または処分を行う者を特定するものであり、当該財産の所有者または利用者を特定する財産所有者情報は、前記利用者情報とは別に保持することができる。そして財産使用者情報については、任意に、または一定の要件を満たすことを条件に変更できるように構成することができる。

[0040] ≪財産の評価支援装置及び評価支援システム≫

また本開示では、前記課題の少なくとも何れかを解決する為に、前記財産管理装置を用いて財産の価値を評価できるように構成した財産評価支援装置(又は財産管理装置)を提供する。

[0041] 即ち、前記本開示に係る財産管理装置を用いて構成した財産評価支援装置(又は財産管理装置)であって、更に、前記前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも何れかで特定される財産についての市場価値を算出する財産評価

部を備えた財産評価支援装置(又は財産管理装置)を提供する。かかる財産評価部は、前記財産情報記憶部が保持する財産特定情報を使用して、当該財産と同一又は類似の財産についての現在または過去の取引実績から、当該財産の価値を評価するか、または当該財産に関する履歴(取引履歴や当該財産の管理者履歴など)情報を提供するものとすることができる。

[0042] かかる財産評価支援装置(又は財産管理装置)では、更に、前記財産評価部が評価した財産の価値について、ネットワークで接続された外部の鑑定装置から出力された鑑定情報を取得する鑑定情報取得部を備えることができる。

[0043] そして本開示では、前記課題の少なくとも何れかの課題を解決する為に、上記財産評価支援装置(又は財産管理装置)を用いて形成した財産評価支援システム(又は財産管理システム)を提供する。

[0044] 即ち、上記本開示に係る財産評価支援装置(又は財産管理装置)と、当該財産管理装置とネットワークで接続されている、前記利用者が操作する利用者端末と、前記財産の譲受又は借用を希望する希望者が操作する希望者端末とからなる財産管理システムであって、当該財産評価支援装置(又は財産管理装置)の財産情報記憶部における財産特定情報の保持、若しくは前記利用者端末又は前記希望者端末からの財産の価値評価要求の取得を契機として、前記財産評価部によって財産の価値を評価して評価情報を作成し、当該評価情報を前記利用者端末及び前記希望者端末の少なくとも何れかに公表する財産評価支援システム(又は財産管理システム)を提供する。

[0045] 《財産の相続支援装置及び相続支援システム》

また本開示では、前記課題の少なくとも何れかを解決する為に、前記財産管理装置を用いて財産の相続や遺贈を支援するように構成した財産の承継支援装置を提供する。

即ち、コンピュータを用いて構成され、有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産を管理して、その承継を支援する承継支援装置であって、管理対象となる財産を特定する財産特定情報と、当該財産について予め定めた承継人を特定する承継人情報を含む承継情報と、少なくとも前記財産特定情

報の公表又は非公表を特定する公表特定情報とを保持する財産情報記憶部と、当該財産情報記憶部が保持する公表特定情報に基づいて、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも何れかの情報の公表を管理する公表管理部を備える承継支援装置とすることができる。

[0046] かかる承継支援装置において、前記財産情報記憶部は、更に管理対象となる財産の所有者、管理者又は使用者を特定する利用者情報を含むことができ、更に前記財産特定情報及び利用者情報それぞれの公表又は非公表を特定する公表特定情報を保持することもできる。そして前記公表特定情報に含まれる公表条件情報に基づいて財産特定情報及び／又は利用者情報の公表処理を行う公表処理部とを具備し、前記公表特定情報には、公表する財産特定情報及び／又は利用者情報ごとに、公表内容と前記公表するための公表条件とを含む公表条件情報を含めることができる。

[0047] そして前記承継情報は、承継の発生原因となる事由を特定する承継事由情報を含めることもできる。当該承継事由の充足を契機として、遺言書を作成する遺言書作成装置に財産特定情報と、承継人情報と、必要に応じて利用者情報を送信することができる。前記遺言情報作成装置では、当該情報の受信を契機書として、承継情報に従った遺言情報を作成し、必要に応じて当該遺言情報に認証を付加した上で、相続支援装置に送信することができる。

[0048] また、前記承継情報には、承継の発生原因の他に、承継を行う為の条件を承継条件情報として含めることができる。かかる承継条件情報は、一般承継や特定承継等の承継が発生する原因とは別に、当該原因が発生した上で、さらに承継を行う為の条件を規定する情報とすることができる。そして当該承継支援装置では、管理対象となる財産について、その価値を評価する為の財産価値評価部を備えることが望ましい。

発明の効果

[0049] 上記本開示にかかる財産管理装置は、公表特定情報に含まれる公表条件情報に基づいて財産特定情報及び／又は利用者情報の公表処理を行う公表処理部を備えていることから、財産情報記憶部に保持している財産特定情報及び

／又は利用者情報を公表するか又は非公表にするかを、利用者は任意に選択して管理することができる。特に前記公表特定情報は、前記財産特定情報及び利用者情報の何れも公表しない事も選択可能とすることにより、当該財産に関する情報を秘匿化することができる。そして公表特定情報には、公表する財産特定情報及び／又は利用者情報ごとに、公表内容と前記公表するための公表条件とを含む公表条件情報が含まれることから、財産特定情報および利用者情報の少なくとも何れかを公表する際には、公表内容と公表条件を予め設定することができ、当該公表条件に基づいて所定の内容を公表することができる。よって、本開示によって、利用者が管理する有体財産及び無体財産を一元管理することができ、しかも当該財産の公表又は非公表を任意に選択可能とする財産管理装置を提供することができる。

[0050] そして前記管理対象となる財産について、相続などの承継についても管理する場合には、当該管理財産について予め定めた承継人を特定する承継人情報を含む承継情報を保持することから、財産特定情報の公表又は非公表を管理しながらも、承継事由に基づいた遺言書などの承継原因を示す書類や情報を作成し、管理することができる。

[0051] 特に、公表管理部によって財産特定情報及び／又は利用者情報を公表する場合であっても、当該公表は必ずしも譲渡や貸与を目的とするものではないことから、単に利用者が管理していることを公表する事のできる財産管理装置とすることができる。その結果、第三者においては、財産の所有者や使用者等を含む管理者を知ることができる。すなわち財産の譲受や借用を希望する希望者が取引の相手を知る事のできる財産管理装置を提供することができる。

[0052] そして前記公表特定情報が、前記公表管理部が公表する為の条件及び公表する範囲の少なくとも何れかを特定する公表条件情報を保有することにより、利用者が保有又は管理する財産の情報の公表タイミングや公表の範囲などを任意にコントロールすることができ、必要に応じて且つ必要な範囲内で財産に関する情報を公表可能とする財産管理装置を提供することができる。

- [0053] 更に本開示に係る財産管理装置は、前記利用者における、前記財産を譲渡又は貸与する意思の有無を特定する取引希望情報を保持する取引希望情報記憶部を備え、当該取引希望情報は、財産を譲渡しない又は貸与しない事も選択可能であって、前記公表管理部が公表を管理する情報として当該取引希望情報を含むことができる。
- [0054] かかる財産管理装置は、当該財産管理装置が財産情報記憶部に保持する財産特定情報及び／又は利用者情報を公表する際に、当該財産を譲渡又は貸与することを希望するか否かの利用者の意思を明確にすることができることから、当該財産の取引の機会を提供して取引を支援することができる。特に当該利用者における譲渡又は貸与の要求の度合いを段階的に示すランク情報として、これを公表することにより、当該財産特定情報及び／又は利用者情報に接した譲受又は借用を希望する希望者は、取引の可能性を予測することができる。また当該取引希望情報では、必ずしも譲渡又は貸与に対する対価や条件を特定する必要がないことから、利用者が管理する財産について、たとえ使用中の財産であっても取引の対象(即ち在庫)とすることができ、その結果、取引の機会を増加させることができる。
- [0055] 更に、前記取引希望情報記憶部が保持する情報として、利用者が管理する財産を譲渡するか又は貸与する為の意思の形成に影響を与える要素を特定する取引要素情報を含み、前記公表管理部が公表を管理する情報として、当該取引要素情報を含む場合には、財産の譲受又は借用を希望する希望者は、当該取引要素情報に基づいて取引の申し込みを行うか否かを判断することができる。
- [0056] そして前記公表管理部によって公表された財産特定情報に対する、譲受又は借用の申し込み情報からなる取引申込情報を保持する取引申込情報記憶部を備えることにより、利用者に対して譲受又は借用の申込があったことを通知することも可能になる。その際、取引申し込み情報が対価や時期などを含む取引条件を含んでいる場合には、これを利用者に通知することもできる。これにより利用者においては、譲渡や貸与の意思の有無にかかわらず、利用

者が管理する財産を公表することができ、取引の希望者から提示された条件次第で譲渡や貸与などの取引を行うことができるようにした財産管理装置とすることができる。その結果、利用者が管理する財産について、譲渡又は貸与等の取引の対象となりうるか不明な場合であっても、更には現在使用している財産であっても、気軽に取引対象(在庫)として公表することができる。

[0057] そして本開示に係る財産管理装置が、前記財産情報記憶部が保持する財産特定情報を使用して、当該財産と同一又は類似の財産についての現在または過去の取引実績から、当該財産の価値を評価したり、当該財産に関する履歴(取引履歴や当該財産の管理者履歴など)情報を提供する財産評価部を備える場合には、市場に置ける価値評価の算定基準が存在しない財産であっても、客観的な価値判断を行うことができる。よって、利用者が管理する財産の価値評価を支援する事のできる財産管理装置を提供することができる。

図面の簡単な説明

[0058] [図1]第1の実施の形態に係る財産管理装置を示すブロック図。

[図2]財産特定情報に含めることができる項目一覧。

[図3]利用者情報に含めることができる項目を示したファイル(又はデータベース)構成図。

[図4]公表特定情報に含めることができる項目を示したファイル(又はデータベース)構成図。

[図5]財産管理システム(財産の公表管理システム)の処理を示すシーケンス図。

[図6A]利用者端末における財産特定情報及び／又は利用者情報登録画面。

[図6B]利用者端末における財産特定情報及び／又は利用者情報登録画面。

[図7]第2の実施の形態に係る財産管理装置を示すブロック図。

[図8]利用者端末に表示す取引希望情報の入力画面。

[図9]財産管理システム(財産の取引支援システム)の処理を示すシーケンス図。

[図10A]希望者端末に表示される財産特定情報及び利用者情報の表示画面。

[図10B]希望者端末に表示される取引申込情報入力画面。

[図11A]第3の実施の形態に係る財産管理装置を示すブロック図であり、財産の公表管理装置を用いて形成した評価支援装置のブロック図。

[図11B]第3の実施の形態に係る財産管理装置を示すブロック図であり、財産の取引支援装置を用いて形成した評価支援装置のブロック図。

[図12]財産評価部における評価結果の出力画面。

[図13]財産の公表管理システムを用いた財産の評価支援システムのシーケンス図。

[図14]財産管理システム(財産の評価支援システム)のネットワーク構成図。

[図15]財産管理システム(財産の取引支援システム)の処理を示すシーケンス図。

[図16]評価結果と希望条件とを含む取引申込情報表示画面。

[図17]他の実施の形態に係る財産管理システムの処理を示すシーケンス図。

[図18]他の実施の形態に係る取引支援システムの処理を示すシーケンス図。

[図19]他の実施の形態に係る財産管理装置(相続支援装置)を用いて構成した財産管理システム(相続支援システム)のシーケンス図。

[図20]承継情報の項目を示したファイル(又はデータベース)構成図。

[図21]承継人ファイル(又はデータベース)の項目を示す構成図。

発明を実施するための形態

[0059] 以下、図面を参照しながら本実施の形態に係る財産管理装置10を具体的に説明する。

特に本実施の形態に係る財産管理装置10は、財産情報記憶部21に保持する財産(対象物)についての情報(財産特定情報85及び／又は利用者情報)を公表するか非公表にするかを管理する「財産の公表管理装置11及び公表管理システム110」、財産情報記憶部21に保持する財産の取引を支援する「財産の取引支援装置12及び取引支援システム120」、並びに財産情報記憶部21に保持する財産の価値の評価を支援する「財産の評価支援装置13及び評価支援システム130」として具体化している。

[0060] 《財産の公表管理装置 11 及び公表管理システム 110》

図 1 は、第 1 の実施の形態に係る財産管理装置 10 を示すブロック図を示しており、特に利用者の財産の公表又は非公表を管理する財産の公表管理装置 11 を示している。

この図 1 に示す財産管理装置 10 はコンピュータを用いて構成されており、財産特定情報 85 と利用者情報と公表特定情報とを保持する財産情報記憶部 21 と、前記財産特定情報 85 及び／又は利用者情報の公表または非公表を管理する公表管理部 22 を備えて構成される。

当該コンピュータは、情報処理を実行するのに必要な構成を含んでおり、具体的にはプログラムやデータを保持する記憶部 23、情報処理を演算し実行する CPU (中央処理装置) 24、CPU 24 で情報処理を実行する際のデータの読み書きを行うメモリ 25、CPU 24 に対する実効指令や CPU 24 からの情報出力を行う入出力インターフェース 26 を含む。

そして、前記公表管理部 22 は、コンピュータにおける CPU 24、メモリ 25、及び入出力インターフェース 26 などを利用して構成することができる。

[0061] 前記利用者が管理する財産は、前記財産が有体財産(有形対象物)である場合には、土地や建物などの不動産情報であって良く、更に土地に付着した樹木などであっても良い。このほか、有体財産として、ワイン・日本酒・ブランドー等を含む飲料、地金・コイン・指輪・ネックレスや時計等を含む貴金属製品、玩具・切手・美術品や工芸品などのコレクターズアイテム、自動車やバイクのほか飛行機や列車を含む乗り物、ゴルフ用品などのスポーツ用品、バッグやケース等の収納物、服や靴などのアパレル用品などを含み、売買取引可能なものであれば、この他の対象物を排除するものではない。もちろん、日用品であってもよい。

また無体財産(無形対象物)である場合には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産権である他、営業秘密などの知的財産であるほか、プログラムソースコードなどであっても良い。即ち、本開示に係る

財産管理装置 10 は、所有権又は使用権を確定できるか、資産価値を有するものであれば、特に制限なく管理対象とすることができる。

なお、利用者による財産の管理には、適切な状態を維持して保有する状態に加えて、利用者が所有権を有して所有している状態、利用者とは異なる第三者が所有権を有している財産を単に使用している状態を含む。すなわち、利用者が管理する財産には、利用者が管理する財産に加えて、利用者が所有する財産、利用者が使用している財産が含まれる。

[0062] 前記財産特定情報 85 は、当該財産管理装置 10 が管理する財産を特定する為の情報若しくは財産の価値を評価するための情報であって、その内容(または項目)は対象となる財産の種類によって任意に選択することができる。

かかる財産特定情報 85 は、当該対象となる財産を特定できる情報若しくは財産の価値を評価できる情報であれば良く、特にその財産の価値に影響を与える情報を含むことが望ましい。

[0063] 図 2 は、当該財産特定情報 85 に含めることができる項目を示した一覧であり、これらの項目はファイル(又はデータベース)を構成する際の項目とすることができる。この図 2 に示す様に、当該項目(即ち、対象となる財産特定情報 85 を構成する情報)は財産の種類によって変えることができる。具体的には、対象となる財産が土地である場合には、「画像」「所在」「広さ」「法規制」などで財産特定情報 85 を構成することができる。また、対象となる財産が建物である場合には、「画像」「所在」「広さ」「築年数」「間取」「構造」「法規制」などで財産特定情報 85 を構成することができる。また、対象となる財産が車両である場合には、「画像」「所在」「メーカー(ブランド)」「車種」「グレード」「色」「登録年式」「走行距離」などで財産特定情報 85 を構成することができる。また、対象となる財産が時計やカバン等の物品である場合には「画像」「所在」「物品名」「メーカー」「状態」「色」などで財産特定情報 85 を構成することができる。また、対象となる財産が切手、美術品、工芸品などのコレクターズアイテムである場合には「画像」「所在」「物品名」「メーカー」「状態」「色」などで財産特定情

報 85 を構成することができる。また、対象となる財産が特許権、実用新案権、意匠権及び商標権などの産業財産権や、著作権、育成者権、回路配置権などの無体財産権である場合には「権利の種類」「内容」「残存期間(又は権利の発生日)」などで財産特定情報 85 を構成することができる。また、対象となる財産が営業秘密を含むビジネスモデルである場合には「事業内容」「付随する権利」「顧客」「設備」などで財産特定情報 85 を構成することができる。なお財産の種類ごとに登録される各財産については、これを管理する為の「財産種類識別情報」を付与することができる。

[0064] 前記利用者情報は、前記財産を管理する利用者を特定できれば良い。当該利用者の特定は、直接的であれ、間接的であれ、当該財産を管理する利用者を特定できれば良い。

[0065] 図 3 は、当該利用者情報に含めることができる項目を示したファイル(又はデータベース)構成図である。特に本実施の形態では、利用者毎に付与する「利用者 ID」31 の他、利用者を特定し、且つ連絡先情報として使用する為の項目として、「利用者名」「利用者住所」「利用者電話番号」「利用者電子メールアドレス」「SNS のユーザー名」などの利用者連絡先情報 32 を含むことができる。

更に当該利用者情報を公表する際の表示名としてニックネームを含むこともできる。そして当該利用者情報には、当該利用者が登録している財産に関する情報として、「登録財産」の項目 33 を設けている。これにより利用者と登録財産との連携を行うことができる。但し、当該利用者と登録財産との連携は、後述する公表特定情報において利用者 ID 31 を設けて管理しても良く、又は利用者 ID 31 と財産種類識別番号 40 とを別途マスターファイル等で連携させて管理しても良い。

[0066] 前記公表特定情報は前記財産特定情報 85 及び利用者情報の少なくとも何れかの公表又は非公表を特定する情報で構成することができる。また、当該公表特定情報として、前記財産特定情報 85 及び利用者情報の何れも公表しない事も選択可能とすることにより、公表を前提としない財産の管理を実現

することができる。

[0067] 図４は、当該公表特定情報に含めることができる項目を示したファイル(又はデータベース)構成図である。特に本実施の形態では、財産特定情報８５及び／又は利用者情報について公表又は非公表を選択するラジオボックス４１を設けることができる。かかる公表特定情報として、公表を選択するラジオボックス４１だけを設けるか、又は非公表を選択するラジオボックス４１だけを設けることもできる。

[0068] そして前記公表特定情報は、前記公表管理部２２が、前記財産特定情報８５及び／又は利用者情報を公表する条件及び／又は範囲を特定する情報としての公表条件情報４２を含むことができる。当該公表条件情報は、公表する時期などの確定した条件である他、為替が所定の金額になったときや他の財産の取引が完了したときなどの外的要因に基づいた公表の条件を設定しても良い。当該公表条件情報に設定した条件を満たしたときには、これを利用者端末５１に通知して公表を促すか、又は財産管理装置１０において公表処理を実行することができる。

また当該財産に関する情報(即ち、財産特定情報８５及び／又は利用者情報)を公表する範囲を特定する情報として「公表範囲」の項目４３を設けることができる。かかる「公表範囲」の項目４３では、前記財産特定情報８５及び／又は利用者情報を公表する地域的範囲である他、年齢、性別、収入等を選択できるように構成することができる。そして当該公表条件情報は、公表する前記財産特定情報８５及び／又は利用者情報の内容を特定する公表内容情報を指定する「公表内容」の項目４４を含んでも良い。

[0069] 図４に示した公表条件情報としては、財産特定情報８５及び／又は利用者情報を公表する為の公表条件４２(公表日時、外的要因)と、当該財産特定情報８５及び／又は利用者情報を公表する対象者を特定する公表範囲４３(公表地域、公表対象者)、及び財産特定情報８５及び／又は利用者情報を公表する際に公表する内容を特定する公表内容４４(財産特定情報８５又は利用者情報の項目に含まれる特定の情報)からなる項目で形成することができる。

[0070] 以上の様にして財産情報記憶部 21 に、財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を登録することにより、前記財産管理装置 10 は、これら財産特定情報 85 及び／又は利用者情報で特定される財産を管理することができる。特に、財産情報記憶部 21 に財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を登録した財産がある場合、財産管理装置 10 は、類似又は関連する他の財産の譲渡又は貸与等の取引に関する取引情報を提供する関連財産取引情報提供部 27 を設けることが望ましい。

かかる関連財産取引情報提供部 27 は、財産情報記憶部 21 に登録した財産特定情報 85 及び／又は利用者情報で特定される財産に関連する財産の譲渡や貸与などの取引の有無や、取引の条件、取引の時期などの取引情報を、後述する取引申込情報や、ネットワーク上に存在する情報から抽出する。その後、関連財産取引情報提供部 27 は、これを前記財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を登録した利用者に通知することができる。ネットワーク上に存在する情報の抽出は、人工知能(A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c e)によって行うことができる。その際、財産の類似性や関連性については、利用者が、人工知能で抽出する度合いや範囲を設定することが望ましい。

[0071] 上記の関連財産取引情報提供部 27 が提供する取引情報は、後述する財産評価部 30 において、財産の価値を評価する為の情報としても使用することができる。

従って、この実施の形態に係る財産管理装置 10 は、前記財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を公表するか、非公表にするかを問わず、類似性や関連性を有する財産(関連財産)に関する取引情報や、更には後述する財産評価部 30 で評価した財産の価値に関する情報を取得するように構成することができる。

公表管理装置 11 及び公表管理システム 110 では、当該関連財産取引情報提供部 27 を設けることにより、現在は取引を希望していない財産に対しても、類似又は関連する財産の取引実績や財産の価値に関する情報を取得す

ることができるようになり、利用者は、当該財産の価値判断の参考に用いることができる。そして利用者は、当該財産の価値判断の結果に応じて、当該財産の譲渡又は貸与等の取引意思を特定する取引希望情報を指定することができる。

[0072] また当該財産管理装置 10 では、当該財産特定情報 85 及び／又は利用者情報が公表されているか非公表であるかに関わらず、財産情報記憶部 21 に登録した財産特定情報 85 及び／又は利用者情報で特定される財産についての取引が成立した際に、その取引の履歴を公表する取引履歴公表部 28 を設けても良い。

かかる取引履歴公表部 28 が公表する取引の履歴は、取引対象となる財産に関する情報(取引財産情報)、取引の日付、取引の金額などの他の取引の参考となる情報を含むことができ、利用者や希望者等の取引当事者を特定できる個人情報とは公表しないように設定することができる。

[0073] 以上の構成からなる財産管理装置 10 (財産の公表管理装置 11)は、更にネットワークで接続されている、前記利用者が操作する利用者端末 51 と、前記財産の譲受又は借用を希望する希望者が操作する希望者端末 52 とで財産管理システム 100 (財産の公表管理システム 110)を構築することができる。

かかる財産管理システム 100 (財産の公表管理システム 110)では、利用者端末 51 から入力又は送信されるか、或いはネットワークを介して収集した財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を財産情報記憶部 21 に保持することができる。

[0074] 図 5 は、当該財産の公表管理装置 11 を用いて構築した財産管理システム 100 (財産の公表管理システム 110)の処理を示すシーケンス図であり、図 6 A、図 6 B は、利用者端末 51 から財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を登録可能な画面を示している。

[0075] 財産管理システム 100 (財産の公表管理システム 110)は、最初に利用者端末 51 から送信されるか又はネットワーク上に公表されている情報から

財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を収集し、これらを財産情報記憶部 21 に登録する。

図 5 に示す様に、利用者端末 51 から財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を登録する場合、当該利用者端末 51 は、前記公表管理装置 11 にネットワークを介して接続することで、図 6 A、図 6 B に示す入力画面を表示させる(S51)。利用者は、予め利用者情報を登録しておくこともでき、この場合、入力画面での利用者情報の入力を省略することができる

かかる入力画面を用いて、利用者が、財産管理装置 10 (財産の公表管理装置 11) に登録する財産を特定できる情報を入力する(S52)。当該入力する情報の項目は前記図 2 に示したように、対象となる財産の種類に応じて変えることができる。

この為、当該入力画面は財産の種類(より詳細には上記の「財産種類識別番号 40」)によって分類して表示する。希望者が財産の種類を特定する事によって、入力画面では、分類された入力項目を段階的に表示することもできる。

このときの入力画面の例を図 6 A、図 6 B に示している。図 6 A では、対象となる財産として、「不動産>土地」を選択した場合の入力画面を示しており、図 6 B では、「動産>自動車」を選択した場合の入力画面を示している。

[0076] 続いて、財産管理装置 10 (財産の公表管理装置 11) は、当該財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を取得する。ネットワーク上に公表されている情報から当該財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を収集する場合、当該利用者情報は、当該ネットワーク上の URL や、当該情報を掲載している者に関する情報を使用することができる。

そして、財産特定情報 85 は、当該ネットワーク上に掲載されている情報そのものとするほか、その情報から必要な情報を抽出又は追加するなどの加工を施した新たな情報とすることができる。

[0077] かかる財産特定情報 85 及び／又は利用者情報の取得の際に又は取得後に、利用者は、利用者端末 51 を用いて公表特定情報および／又は公表条件情

報の入力を行うことができる。これにより、財産管理装置 10 (財産の公表管理装置 11) は、これらの情報について公表するか、又は非公表とするかを特定する公表特定情報を取得し (S53)、これを財産情報記憶部 21 等で保持する (S54)。

続いて、財産管理装置 10 (財産の公表管理装置 11) では、当該公表特定情報に基づいて、取得した財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を公表又は非公表のいずれかに設定する処理を実行して (S55)、各情報を公表又は非公表の状態で保持する。

特に、かかる公表特定情報が、前記公表条件情報を含んでいる場合には、当該公表条件情報に従って、これらの情報を公表する条件及び公表する範囲の少なくとも何れかを制御または選択する (S56)。

[0078] 以上のように構成した財産管理システム 100 (財産の公表管理システム 110) では、利用者情報に関連付けて前記財産特定情報 85 を保持することとなり、当該利用者は、登録した財産を一元管理することができる。また、利用者においては、登録した財産のうち、特定の財産の公表の有無、公表時期や公表条件等を任意に設定することによって、財産を適切に管理することができる。

[0079] よって、財産管理装置 10 は、利用者が管理する財産を一元管理し、当該財産の公表又は非公表を任意に選択可能としている。更に、売買等の譲渡や貸与等の取引を必要とせずに登録しておくことができるため、利用者は、財産管理装置 10 を、当該財産の管理等の所望の形態で使用する事ができる。

[0080] 図 17 は他の実施の形態に係る財産管理システムの処理を示すシーケンス図である。この図に示す取引支援システムは、前記財産管理装置 10 を用いて構成することができる。特にこの実施の形態に係る取引支援システムでは、財産の管理や処分の委託を受けた受託者が、委託者に代わって財産を管理することができるように構成した財産管理装置 10 を用いて構成している。即ち、この実施の形態において受託者端末 54 から登録する財産特定情報お

よび利用者情報は、自己が所有または使用する財産ではなく、第三者である委託者が所有または使用する財産であり、受託者は委託者からの委託に基づいて、当該委託者から管理の申し込みを受けた財産(以下「管理財産」とする)について、前記財産管理装置 10 により管理する者である。

[0081] この為、当該処理に際しては、委託者端末 55 における管理財産の委託申込処理が必要であり(S 80)、受託者端末はこの管理財産の委託申込を受けた事を契機として、当該管理財産についての管理又は処分を受託する(S 81)。更に、受託者端末 54 では、前記委託者端末 55 における、管理財産についての所有者または利用者の変更条件を特定する所有者変更条件指示情報の入力(S 82)を受け付け、当該所有者変更条件指示情報を取得し(S 83)、これを保持する。その後、受託者端末 84 における操作により、財産管理装置における入力画面を表示させ(S 51)、管理財産について、財産特定情報と利用者情報を入力し(S 52)、これを財産管理装置 10 に送信する。財産管理装置 10 では、この財産特定情報と利用者情報を取得して登録する。また受託者端末 84 では、登録した財産について、公表特定情報および公表条件情報を入力して(S 53)、これを財産管理装置 10 に送信して登録する。これら財産特定情報、利用者情報、公表特定情報および公表条件情報は財産管理装置 10 における財産情報記憶部で保持し(S 54)、当該財産を管理することができる。そして登録した財産については、図 17 には示していないが、前記図 9 に示したのと同様の処理により、公表／非公表処理を実行する。

[0082] 財産管理装置 10 では、管理財産についての公表および非公表を管理しながら、財産特定情報、利用者情報、公表特定情報および公表条件情報を財産情報記憶部で保持し、所有者変更条件が満たされるまで、当該管理財産を管理する。そして受託者端末 84 は、委託者端末 85 から所有者変更条件を満たしたことを特定する所有者変更条件充足情報の入力(S 84)による当該情報の取得を契機として、所有者変更処理を開始し(S 85)、管理財産の所有者または使用者を、新たに所有または使用する委託者に変更する。この所有

者変更処理では、管理財産について、これを新たに所有または使用することになった委託者に変更する所有者変更情報を受託者端末 84 から入力し(S 86)、財産管理装置 10 は当該情報を取得することで、管理財産についての所有者を変更する(S 87)。そして当初の委託者から変更された新たな委託者の財産として、当該管理財産を財産情報記憶部で保持して管理する。

[0083] なお、図 17 では所有者変更条件の充足情報は、受託者端末 84 が委託者端末 85 から受信するものとしているが、当該充足情報は財産管理装置 10 を経由して送受信することもできる。即ち、財産管理装置 10 は委託者端末 85 から所有者変更条件の充足情報を取得し、これを保存した後に受託者端末 84 に送信することもできる。また受託者端末 84 は、当該所有者変更条件の充足情報の取得を開始条件とすることなく、自ら所有者変更処理を開始することもできる。更に、財産管理装置 10 は、裁判所の記録その他の情報を取得して、受託者端末 84 からの指示を必要とせずに、前記所有者変更の処理を行うこともできる。

[0084] 《財産の取引支援装置 12 及び取引支援システム 120》

図 7 は、第 2 の実施の形態に係る財産管理装置 10 を示すブロック図を示しており、特に利用者の財産の取引を支援する財産の取引支援装置 12 を示している。この図 7 に示す財産管理装置 10 (財産取引支援装置 12) はコンピュータを用いて構成されており、前記第 1 の実施の形態に示した財産管理装置 10 (財産の公表管理装置 11) に対して、更に前記利用者における、前記財産を譲渡又は貸与等の取引意思の有無を特定する取引希望情報 81 を保持する取引希望情報記憶部 29 を備えて構成している。

かかる取引希望情報 81 は、財産を譲渡又は貸与等の取引をしない事も選択可能な情報であって、任意のタイミングで設定できる。取引希望情報 81 が設定できることによって、取引希望の有無にかかわらず、財産に関する情報の登録を利用者に促すことができる。また、当該取引希望情報 81 は、前記公表管理部 22 が公表を管理する情報として取引条件情報 82 を含むことができる。

[0085] 即ち、本実施の形態に係る財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) は、財産情報記憶部 21 に保持する情報の公表又は非公表を管理する他、更に譲渡又は貸与等の取引を行うか否かを選択もできるように構成されている。従って利用者は、取引を希望しない財産についても安心して登録することができる。

[0086] この図 8 に示す入力画面は、前記図 6 B で示す入力画面で入力可能な情報に加えて、取引希望情報 81 を入力できる入力欄が設けられている。そして、この取引希望情報 81 の入力欄に入力された情報は、取引希望情報記憶部 29 にファイル形式またはデータベース形式で記録することができる。

[0087] 取引希望情報 81 は、当該財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) が管理する財産について、利用者が譲渡又は貸与等の取引を希望する情報を含み、更に当該財産を譲渡や貸与等の取引をしない事も選択できる情報をも含む。かかる取引希望情報 81 は、前記財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を公表するか否かを特定する公表特定情報に関連することなく選択できる情報であっても良い。

例えば、取引希望情報 81 は、前記財産特定情報 85 や利用者情報を公表しないが、譲渡又は貸与等の取引することを希望する情報を含むこととしても良い。特に、当該取引希望情報 81 は、財産を譲渡又は貸与等の取引をしない事を選択肢の 1 つとする情報とすることにより、財産管理装置 10 は、譲渡又は貸与等の取引を希望せずに財産の公表だけを可能とする。

[0088] また当該取引希望情報 81 は、任意ではあるが、譲渡又は貸与等の取引に対する対価、時期、及び譲渡又は貸与等の取引の対象となる範囲(取引相手となる対象者の範囲や地域、又は取引の対象となる財産の範囲)等の取引条件を特定する取引条件情報 82 を含むことができる。

但し、本実施の形態に係る財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) は、その財産を管理している者(利用者)を公表することが重要であることから、当該譲渡又は貸与等の取引をする為の対価などの取引条件の特定は必ずしも必要ではない。

当該取引条件は譲受や借用を希望する取引の希望者からの提示を待つて判断することもできる。即ち、本実施の形態に係る財産管理装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) は、その財産の所有者、使用者又は管理者を特定することと、利用者における譲渡又は貸与等の取引意思とが公表できれば良い。

これにより、取引支援装置 1 2 は、利用者に対して財産の管理を提供するとともにその財産の取引の機会を提供することとなる。さらに、取引支援装置 1 2 は、財産の譲受又は借用を希望する希望者にも当該財産の取引の機会を提供することができる。

[0089] 本実施の形態に係る財産管理装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) において、前記取引希望情報 8 1 は、利用者における前記財産を譲渡するか又は貸与する意思の度合いを段階的に特定するランク情報 8 3 を含むことができる。

当該ランク情報 8 3 は、利用者における譲渡又は貸与等の取引をしたい意思の度合いを特定する情報で構成することができる。このランク情報 8 3 は、図 8 に示す様にスライド形式で形成する他、「譲渡(又は貸与)したい」、「譲渡(又は貸与)しても良い」、「条件次第で譲渡(又は貸与)しても良い」、「譲渡(又は貸与)しない」等の譲渡又は貸与等の取引意思を、複数の段階を特定する数字や記号を用いて段階的に特定する情報を含むことができる。かかるランク情報によって希望者は取引開始の判断を行うことができ、またランク情報に基づいて表示順を変更でき、更に当該ランク情報を抽出項目とすることができる。

[0090] そして、前記取引希望情報記憶部 2 9 が保持する情報は、更に財産を譲渡するか又は貸与する意思の形成に影響を与える要素を特定する取引要素情報 8 4 を含むことができる。前記公表管理部 2 2 が公表を管理する情報として、当該取引要素情報 8 4 を含むことができる。

[0091] かかる取引要素情報 8 4 は、取引条件ではないものの、譲渡又は貸与等の取引をしたくなる要素を特定する情報で構成することができる。当該取引要素情報 8 4 は、譲渡又は貸与等の取引に対する対価のみならず、譲渡又は貸与等の取引を行う希望者の所在や時期、年齢、性別など、利用者が所有する

財産を譲渡又は貸与等の取引をしても良いと判断する上で有効な情報とすることができる。

図 8 に示す例では、「車に詳しい事」を取引要素情報 8 4 としている。かかる取引要素情報 8 4 も公表することにより、当該要素を満たした希望者は、当該財産に対して譲渡又は貸与の申し込みを行いやすくなり、取引を促進することができる。

[0092] また本実施の形態に係る財産管理装置 1 0 は、公表した財産特定情報 8 5 や利用者情報を閲覧した希望者からの譲受又は借用等の取引の申し込みを受け付けるように構成することができる。即ち、前記財産管理装置 1 0 は、更に、前記公表管理部 2 2 によって公表された財産特定情報 8 5 で特定される財産に対する、譲受又は借用等の取引の申し込み情報からなる取引申込情報を保持する取引申込情報記憶部 2 0 を備えることができる。

取引申込情報記憶部 2 0 を設けることにより、財産管理装置 1 0 は、取引交渉を支援することができる他、管理している財産に対する取引の経緯や履歴の情報を保持することができ、これらの情報を後述の財産評価部 3 0 における評価処理に利用することができる。

[0093] かかる取引申込情報は、公表管理部 2 2 によって公表されている財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報の公表について、当該財産の譲渡又は貸与等の取引の申し込みの意思を特定する情報が含まれる。更に取引申込情報は、譲渡又は貸与等の取引を行う取引条件や、譲渡又は貸与等の取引を希望する希望者の情報を含むことができる。

[0094] 図 9 は、当該財産管理装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) を用いて構築した財産管理システム 1 0 0 (財産の取引支援システム 1 2 0) の処理を示すシーケンス図であり、利用者端末 5 1 における入力画面は前記図 8 に示した処理と同一である。

また図 1 0 A には当該財産管理装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) にネットワークを介して接続されている希望者端末 5 2 に表示される財産特定情報 8 5 及び利用者情報の表示画面を示している。図 1 0 B には、当該財産管理

装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) にネットワークを介して接続されている希望者端末 5 2 に表示される取引申込情報入力画面を示している。

[0095] 図 9 に示す、財産管理システム 1 0 0 (財産の取引支援システム 1 2 0) のシーケンス図は、図 5 に示した、財産管理システム 1 0 0 (財産の公表管理システム 1 1 0) のシーケンス図に、更に希望者端末 5 2 を付加して構成したものである。この希望者端末 5 2 は、財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報が公表されている財産に対して、その譲受や借用等の取引を希望する希望者が操作する端末である。

[0096] かかる財産管理システム 1 0 0 (財産の取引支援システム 1 2 0) における財産の譲渡や貸与等の取引に先立ち、利用者は、管理する財産の登録処理を実行する。かかる財産の登録処理は、前記図 5 で示した通り、利用者が利用者端末 5 1 を用いて登録するか、又は取引支援装置 1 2 がネットワーク上に公表されている情報を収集して登録するかのいずれかである。

[0097] 財産情報記憶部 2 1 に保持する財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報は、公表特定情報において公表することが選択された場合、希望者端末 5 2 等の外部端末からアクセスすることが可能となる。

但し、財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報は、特定の者(地域)又は特定の期間だけ公表するなどの公表の範囲を限定し、一部公表とすることもできる。なお、当該入力画面の表示(S 5 1)から、公表条件情報に従ってこれらの情報を公表する条件及び公表する範囲の少なくとも何れかを制御または選択する(S 5 6)までの処理は、前記図 5 と同じであるため、同じ符号を付しており、詳細な説明は省略する。

[0098] そして、本実施の形態に係る財産管理装置 1 0 は、特に財産の取引を支援するものであることから、更に、前記利用者における、前記財産を譲渡又は貸与等の取引をする意思の有無を特定する取引希望情報 8 1 を取得し(S 5 7)、これを取引希望情報記憶部 2 9 に保持する。

取引希望情報 8 1 は、利用者端末 5 1 からの入力や選択の他(S 5 0)、ネットワーク上に取引対象として掲載されているか否かに基づいて取得するこ

とができる。かかる取引希望情報 8 1 は、前記財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報の登録時点において、当該財産を譲渡又は貸与等の取引をしない事を示す情報で構成できるが、利用者における任意のタイミング、又は後述の取引希望情報 8 1 の内容に応じて取引を行うように設定することができる。そして、当該取引希望情報記憶部 2 9 に保持した取引希望情報 8 1 は、前記公表管理部 2 2 において公表することもできる(S 5 8)。

[0099] 特に当該取引希望情報 8 1 には、譲渡又は貸与等の取引を行う場合の前記取引条件情報 8 2、前記ランク情報 8 3、及び前記取引要素情報 8 4 の少なくとも何れかを含むことができ、前記公表管理部 2 2 ではこれらの情報も公表することができる。

[0100] 財産管理装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) で公表されている財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報は、その譲受や借用等の取引を希望する者が操作する希望者端末 5 2 から閲覧することができる(S 5 8)。

図 1 0 A は、当該希望者端末 5 2 における財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報の表示画面の一例を示す。希望者は、当該希望者端末 5 2 を操作して、探している財産の有無を検索することができる。このときの検索対象となる財産は、必ずしも利用者において譲渡や貸与等の取引を希望することが設定されたものではなく、またその対価も特定されている必要はない。

希望者に対しては、欲している財産について取引相手などの情報を提供するだけで、取引の機会を提供することができ、十分に取引支援を行うことができる。特に図 1 0 A は、取引対象となる財産が動産の自動車である場合の表示画面を示しており、利用者において公表を希望しない項目には「ー」が表示されている。

[0101] このようにして、希望者は、財産管理装置 1 0 (財産の取引支援装置 1 2) によって公表されている財産特定情報 8 5 及び／又は利用者情報を、希望者端末 5 2 を用いて検索・閲覧する(S 5 8)。そして、希望者が取引を希望したい財産を検索した場合、希望者は、その財産について公表されている前記譲渡又は貸与等の取引の条件情報、ランク情報 8 3、及び取引要素情報 8 4

等から、取引交渉を行うか否かを判断することができる。

そして、取引交渉を行う場合、希望者は、希望者端末52を操作することによって図10Bに示す取引交渉画面を表示させて当該財産についての譲受又は借用等の取引の申し込み情報である取引申込情報を入力する(S59)。

この図10Bに示す取引交渉画面では、譲受又は貸与等の取引の希望金額、譲受又は貸与の希望時期、貸与にあっては希望期間などの取引に関する取引希望条件情報101と、希望者自身を特定することができる取引希望者情報102からなる取引申込情報を入力する。この取引希望情報102として、例えば、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、又はSNSのアカウント名などの情報が含まれる。

[0102] 以上の操作によって入力された取引申込情報を、財産管理装置10(財産の取引支援装置12)は、取引申込情報記憶部20に記録する(S60)。そして、当該財産管理装置10(財産の取引支援装置12)は、前記取引申込情報記憶部20に記録した取引申込情報の全て、又は任意に選択した項目を抽出して、これを取引実行部35により利用者端末51に任意のタイミングで公表する(S61)。

[0103] そして、財産管理装置10(財産の取引支援装置12)から公表された当該取引申込情報を利用者端末51が取得すると(S62)、利用者は、取得した取引申込情報に基づいて取引を行うか否かを判断することができる。このときの当該取引は従前の取引の手法によって行うことができる。

[0104] 上記の処理を行うことにより、取引の希望者などの第三者は、財産を管理している利用者を知ることができるようになる。

財産管理装置10(財産の取引支援装置12)は、利用者が管理する財産に対する取引交渉を行う機会を提供することができる。特に、取引希望情報81が、財産を譲渡又は貸与等の取引する条件情報、ランク情報83、及び取引要素情報84の少なくとも何れかを含み、これらも公表する場合には、取引の希望者などの第三者は、当該財産の取引の可能性を客観的に知ることができる。

そして、財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) は、利用者が管理する財産の譲渡や貸与等の取引意思の有無にかかわらず公表することができ、譲受や貸借等の取引の希望者から提示された条件次第で譲渡や貸与などの取引を行うことを促進できる。

よって、本実施の形態に係る財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) 及び財産管理システム 100 (財産の取引支援システム 120) は、利用者が管理する財産の全てを取引対象(即ち、取引における在庫)とする事ができるようになり、従来にはない、利用者が管理する財産を、取引の意思にかかわらず取引対象(即ち、在庫)にするという新たな形態の取引を支援することができる。

[0105] 図 18 は他の実施の形態に係る取引支援システムの処理を示すシーケンス図である。この図に示す取引支援システムは、前記財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) を用いて構成することができる。特にこの実施の形態に係る取引支援システム 120 (財産管理システム 100) では、第三者が所有、管理、または使用している財産について、これを所有、管理、または使用を希望するものから取引を申し込むことができるように構成した財産管理装置 10 (財産の取引支援装置 12) を用いて構成している。

[0106] かかる取引支援システム 120 では、最初に利用者端末に取引支援装置の入力画面を表示させ(S 51)、利用者端末 51 における操作により、利用者が所有、管理、または使用している財産について、財産特定情報と利用者情報を入力し(S 52)、これを財産管理装置 10 に送信する。財産管理装置 10 では、この財産特定情報と利用者情報を取得して登録する。また利用者端末 51 では、登録した財産について、公表特定情報および公表条件情報を入力して(S 53)、これを財産管理装置 10 に送信して登録する。これら財産特定情報、利用者情報、公表特定情報および公表条件情報は財産管理装置 10 における財産情報記憶部で保持し(S 54)、当該財産を管理することができる。そして登録した財産については、図 18 には示していないが、前記図 9 に示したのと同様の処理により、公表／非公表処理を実行する。なお、上

記した財産特定情報、利用者情報、公表特定情報および公表条件情報の登録は、以下に詳述する希望者端末で入力された希望財産特定情報が保持された後に行われても良い。

[0107] 本実施の形態に係る取引支援システム 120 では、特に希望者端末 52 における操作によって希望財産特定情報が入力されると (S70)、財産管理装置 10 は此れを取得して、希望財産特定情報として保持する (S71)。かかる希望財産特定情報は、前記財産情報記憶部に保持する他、これとは別に設けた記憶部に保持することもできる。この希望財産特定情報は、財産の種類や形式などによって取引を希望する財産を特定する他、その所有者、管理者または利用者を特定して取引を希望する財産を特定することもできる。そして希望財産特定情報は、必ずしも前記財産管理装置 10 に財産特定情報が保持されている財産に限定されるものではなく、未だ財産特定情報が保持されていない財産であっても良い。この場合、当該希望財産特定情報で特定された財産が、前記財産管理装置 10 に登録された場合には、当該希望財産特定情報を登録したユーザー (希望者端末) に対して、優先的に取引交渉を行うことができる優先処理を実行することもできる。かかる優先処理としては当該ユーザー (希望者端末) だけが、一定の期間又は一定の要件を満たすまで、独占的に取引交渉を行うことができる様にする処理を含むことができる。

[0108] そして財産管理装置 10 では、希望者端末での操作によって希望財産特定情報を取得し、これを保持した後においては、当該希望財産特定情報で特定される財産 (以下、「希望財産」とする) が、前記財産情報記憶部に保持されているか否かを検索・抽出する (S72)。この時、非公開に設定されている財産についても検索対象に含めることができる。但し、非公開にされている財産については、利用者の承諾を得た場合に限り、当該財産情報を希望者端末に公表できるように管理することができる。

[0109] そして前記希望財産検索・抽出処理を行い、希望財産についてのリストを作成して、希望者端末 52 に送信する (S73)。当該リストに抽出される希望財産は、前記財産情報記憶部に保持されている公表および非公表の情報で

あって良い。特に非公表に保持されている財産情報については、当該財産についての利用者の承諾を必要とするように管理することができる。また当該リストに抽出される希望財産は、前記財産情報記憶部に保持されている財産に限定されるものではなく、インターネット上に掲載されている情報を使用することもできる。この為、当該財産管理装置は希望財産について、インターネット上の情報を検索する希望財産検索部を備えることも望ましい、かかる希望財産検索部は、希望財産補特徴量を抽出して情報検索を行う人工知能(AI)を用いて構築することもできる。

[0110] 上記財産管理装置10が作成した希望財産リストは、これに対応する希望財産特定情報を登録した希望者端末52に送信される。希望者端末52がこの希望財産リストを受信すると(S74)、当該リストを取得した希望者は、当該リストに掲載されている財産の何れか1又は複数を選択して、当該財産について取引を希望する事を特定する取引申込情報を送信する(S59)。財産管理装置10は、当該取引申込情報を受信すると、これを保持し(S60)、当該財産を所有、管理または使用している利用者が操作する利用者端末51に取引申込情報を送信する(S75)。利用者端末51では、この取引申込情報を受信すると(S62)、利用者は当該財産についての取引の可否を検討し、取引の申し込みを受ける場合には、取引受諾情報を送信する(S76)。そして財産管理装置10では、この取引受諾情報を受信すると、これを保持する(S77)。その上で、前記希望者端末に対して当該取引受諾情報を送信し(S78)、希望者端末はこれを受信することができる(S79)。一方で、利用者において受信した取引申込情報について、取引の申し込みを受諾できない場合には、前記取引受諾情報に代えて、取引の辞退に関する取引辞退情報を送信することができる。なお図18では、希望者端末51と利用者端末52とにおける取引申込情報のやり取りは、財産管理装置10を経由して行っていることから、当該財産管理装置10は、その取引履歴(公証履歴を含む)を保持することができる。但し、当該取引申込情報等の送受信は、前記財産管理装置10を経由することなく、希望者端末と利用者端末で直接行うよう

に構成しても良い。

[0111] ≪財産の評価支援装置 1 3 及び評価支援システム 1 3 0 ≫

図 1 1 A、図 1 1 B は、第 3 の実施の形態に係る財産管理装置 1 0 を示すブロック図であり、図 1 1 A は、財産の公表管理装置 1 1 を用いて形成した評価支援装置 1 3 のブロック図を示し、図 1 1 B は、財産の取引支援装置 1 2 を用いて形成した評価支援装置 1 3 のブロック図を示している。図 1 2 は、財産評価部 3 0 における評価結果を出力した出力画面を示している。

本実施の形態にかかる財産管理装置 1 0 は、コンピュータを用いて構成しており、特に利用者の財産の評価を支援する財産の評価支援装置 1 3 である。

[0112] かかる財産管理装置 1 0 (財産の評価支援装置 1 3) は、上記に示す第 1 の実施形態又は第 2 の実施形態に示した財産管理装置 1 0 の構成に加えて、財産評価部 3 0 を設けた構成である。

当該財産評価部 3 0 は、コンピュータの CPU 2 4、メモリ 2 5、及び入出力インターフェース 2 6 など構成することができる。当該財産評価部 3 0 は、前記財産情報記憶部 2 1 が保持する財産特定情報 8 5 を使用して、当該財産と同一又は類似の財産についての現在または過去の取引実績(「取引履歴」ともいう)から、当該財産の価値を評価するものとして構成している。

[0113] 当該財産評価部 3 0 は、財産管理装置 1 0 (財産の公表管理装置 1 1 又は財産の取引支援装置 1 2) における財産情報記憶部 2 1 に保持している財産特定情報 8 5 に基づいて、当該財産を評価する。かかる財産の評価は、評価対象となる財産と同一又は類似の財産についての現在又は過去の取引実績を用いて行うことができる。また利用者情報によって特定される利用者が誰であるのかも当該財産の評価に使用することができる。

特に、評価対象となる財産そのものと同種の財産が、過去に取引された実績がある場合、財産評価部 3 0 は、その取引実績を用いて当該財産の価値を算出することができる。また、価値評価において、評価対象となる財産と関連性を有する財産についての現在又は過去の取引実績によっても当該財産の

価値を算出することができる。

これらの財産の価値の算出は、過去の取引実績を当該財産の価値とするほか、過去の取引実績となる価値に一定の増減率や当該財産の状態によって定められる係数などを乗算する演算を行うことによって算出することもできる。

また、現在又は過去に取引が成立又は不成立であった取引実績そのものを当該財産の評価情報として価値の算出に用いることもできる。なお、財産の同一性は、上記する財産の種類を示す「財産種類識別番号」が同一か否かによって判断することができる。

[0114] また、財産(即ち、取引対象)の価値を評価する為の現在又は過去の取引実績としては、譲渡又は貸与等の取引の実績のみならず、取引の経緯情報や、当該取引実績における真贋鑑定などの情報も使用することが望ましい。このほか、取引に際しての価値を評価する場合には、平均的な取引金額、最大金額又は最小金額を算出しても良い。

更に、財産(取引対象)の製造時点や販売時点等の初期段階における初期履歴の情報のほか、財産のメンテナンスや保管等の利用段階における利用履歴(特に、メンテナンス履歴や保管履歴とも称する)の情報などに代表される財産の状態を示す情報が存在する場合、その履歴情報に基づく市場価値を考慮して評価結果を提示することもできる。

[0115] 従って、前記財産評価部30における財産の価値の評価は、例えば図12に示す様な現在又は過去における取引実績の他、図示していないが、取引の経緯情報、真贋鑑定情報や、当該財産の状態、当該財産の管理者を示す情報も含むことができる。

[0116] 特に、本実施の形態に係る評価支援装置13は、譲渡又は貸与等の取引を希望しない財産も評価の対象としているため、これまでの取引実績を考慮して財産を評価する事で、利用者は、対象となる財産の適正な価値を容易に知ることができる。さらに、利用者は、その財産に関する適正な価値を取引の希望者に対して知らせることもできる。その結果、当初は譲渡又は貸与等の

取引を希望しない財産についても、希望者からの申し込みを受けるなどによって、取引対象の財産とすることができ、取引の促進につながる。

[0117] 上記の本実施の形態に係る財産管理装置 10 (財産の評価支援装置 13) は、財産特定情報 85 及び／又は利用者情報を財産情報記憶部 21 に保持して管理するものである。少なくとも利用者情報を財産情報記憶部 21 に記録しておくことにより、評価支援装置 13 は、利用者情報に基づいて財産を管理することができる。その結果、特定の利用者が管理している財産について、その価値を評価することもできる。

従って、本実施の形態に係る財産管理装置 10 (財産の評価支援装置 13) は、例えば、前記財産情報記憶部 21 に保持している利用者情報に基づいて、当該利用者が管理している財産を特定し、その価値を評価することにより、当該利用者が財産を譲渡又は相続等の取引をする際の価値を算出することもできる。また当該財産の譲渡先又は相続先などの取引先を特定する事で、利用者が管理している財産について、価値を評価した上で管理しておくこともできる。

また、当該財産の譲渡先又は相続先などの取引先を特定しておくことで、当該財産とその財産の取引先とからなる内容についての遺言の作成にも資することができる。さらに、利用者、財産、及び相続人の情報を特定のコンピュータ(遺言作成装置など)に送信することで、この遺言作成装置が遺言状を作成することができる。

[0118] 更に本実施の形態に係る財産管理装置 10 (財産の評価支援装置 13) は、ネットワークで接続された外部の鑑定装置から鑑定情報を取得する鑑定情報取得部を備えても良い。かかる鑑定情報は、前記財産評価部 30 が評価した財産の価値の妥当性・正当性や対象財産の真贋に関する鑑定情報として良い。

かかる鑑定情報を取得する為に、当該財産管理装置 10 (財産の評価支援装置 13) は、外部の鑑定装置に対して、財産特定情報 85 と、財産評価部 30 が評価した財産の価値情報とを送信するほか、必要に応じて財産の利用者情

報を送信する。これらの情報は、財産情報記憶部 21 において財産特定情報 85 を記録したタイミングのほか、前記利用者端末 51 及び／又は希望者端末 52 からの鑑定を要求する鑑定要求情報を取得したタイミングで送信してもよい。

[0119] 外部の鑑定装置では、これらの情報を取得すると、当該情報と、当該外部の鑑定装置が保有する情報やネットワーク上に公表されている情報に基づいて、前記財産評価部 30 における財産の評価情報の妥当性又は正当性を評価又は鑑定する。そして、外部の鑑定装置は、その結果(評価結果または鑑定結果)を前記財産管理装置 10 (財産評価支援装置 13)に出力する。当該財産管理装置 10 (財産の評価支援装置 13)は、鑑定情報取得部において、外部の鑑定装置から出力された鑑定情報を取得する。

[0120] 上記の鑑定情報としては、鑑定装置が評価した結果に基づく価値情報である他、前記財産評価部 30 における評価結果の妥当性・正当性を示す情報や、財産評価部 30 の評価結果を認証した情報で構成することができる。このほか、鑑定情報は、真贋鑑定結果を示す情報によっても構成することができる。

このときの外部の鑑定装置は、評価の対象となる財産の種類ごとに異なる装置を使用することもできる。例えば、評価対象の財産が「不動産」である場合、不動産の取引情報や登記情報を保持する鑑定装置を使用することができる。また、評価対象の財産が「自動車」である場合には、自動車の取引情報や当該自動車の所有者や使用者等の利用者の情報を保持する鑑定装置を使用することができる。

従って、評価支援装置 13 では、鑑定に使用する鑑定装置を財産の種類に関連付けて鑑定装置特定情報として保持しておき、この鑑定装置特定情報に基づいて最適な鑑定装置で鑑定を行うことができるようにしておくことが望ましい。

[0121] 図 13 は、前記財産管理装置 10 (財産の評価支援装置 13)を用いて形成した財産管理システム 100 (財産の評価支援システム 130)のシーケンス

図である。本実施の形態に係る財産管理システム１００（財産の評価支援システム１３０）は、前記図５のシーケンス図に示した財産管理システム１００（財産の公表管理システム１１０）における財産管理装置１０（財産の公表管理装置１１）が、財産の価値を評価する財産評価部３０をさらに備えて形成している。

[0122] 即ち、この実施の形態に係る財産管理システム１００（財産の評価支援システム１３０）では、財産管理装置１０（財産の公表管理装置１１）の財産情報記憶部２１に保持された財産、即ち譲渡又は貸与等の取引意思を問わず、また公表か非公表かを問わない財産について、その価値を評価するものとして構成している。

[0123] 具体的には、利用者端末５１を用いた利用者による操作、又は当該財産管理装置１０（財産の評価支援装置１３）におけるインターネット上の情報収集によって、評価支援装置１３は、財産特定情報８５を財産情報記憶部２１に記憶する。

続いて、当該財産管理装置１０（財産の評価支援装置１３）の財産評価部３０は、当該財産情報記憶部２１が保持する財産特定情報８５を使用して、当該財産と同一又は類似の財産についての現在または過去の取引実績から、当該財産の価値を評価する評価処理を実行する。

かかる評価処理の実行は、財産情報記憶部２１への財産特定情報８５の記録のときに行う他、当該財産情報記憶部２１に財産特定情報８５を記録した後における任意のタイミング（例えば利用者端末５１からの評価要求を受信したこと）で実行することができる。

例えば、図１３では、財産情報記憶部に情報を保持する処理（Ｓ５４）の後に、利用者端末５１は、評価支援装置１３に財産評価要求の指示を送信する（Ｓ６３）。この財産評価要求を取得した財産管理装置（財産の評価支援装置１３）は、当該財産価値評価処理（Ｓ６４）を実行しているが、これに限らず任意のタイミングで財産価値評価処理を実行することができる。なお、図１３のシーケンス図においては、図５に示すシーケンス図の処理と同じものについ

ては同じ符号を付しており、詳細な説明は省略する。

- [0124] 特に本実施の形態に係る財産管理システム 100 (財産の評価支援システム 130) は、前記図 5 に示したシーケンス図における財産管理システム 100 (財産の公表管理システム 110) に基づく処理であることから、評価対象の財産は公表するものに限られず、非公表のものも含まれる。

この為、当該財産管理システム 100 (財産の評価支援システム 130) においては、譲渡や貸与等の取引を目的とせず、第三者への公表も目的としない財産についても、その価値を評価することができる。

従って、使用者が管理する財産についての価値評価結果は、譲渡や貸与等の取引意思を必要とすることなく、且つ公表を必要とすることなく、取得することができる。

そして、当該価値情報を取得した利用者は、当該価値を参考にした上で、財産の譲渡又は貸与等の取引を再検討することができるようになる。その結果、利用者は、当初、譲渡又は貸与等の取引を希望していない財産を、価値情報によって譲渡又は貸与等の取引対象の財産へと変更することができる。このとき、利用者は、取引希望情報 81 を前記取引希望情報記憶部 29 に記録することができる。

- [0125] よって、本実施の形態に係る財産管理システム 100 (財産の評価支援システム 130) により、利用者自身が管理している財産についての取引(譲渡又は貸与等の取引を含む)の機会を提供することができる。これは、利用者自身が管理している財産を、単なる管理している状態の財産から、取引における取引対象(在庫)の財産へと変更することを可能とするものであって、取引の機会を促進させるものとなる。

- [0126] そして本実施の形態に係る財産管理システム 100 (財産の評価支援システム 130) では、更に、前記財産評価部 30 が評価した財産の価値について、鑑定情報を生成する外部の鑑定装置を設けている。

図 14 は、財産管理システム 100 (財産の評価支援システム 130) のネットワーク構成図である。この図 14 に示す様に当該財産管理システム 100

0(財産の評価支援システム130)は、評価支援装置13、利用者端末51及び鑑定装置53をインターネットなどのネットワークで接続している。

[0127] 当該外部の鑑定装置53は、前記財産評価部30が作成した評価結果に対して、その妥当性を含めた鑑定結果を出力することができる。本実施の形態において、前記財産評価部30の評価結果は、当該財産管理システム100(財産の評価支援システム130)における客観的な評価を信頼づけるものとして使用することができる。かかる鑑定装置53は、外部専門機関に設けた装置を使用することができ、この場合、財産支援装置13は、当該外部専門機関における装置に鑑定を依頼して鑑定結果を受信することで、この鑑定結果とともに取引条件の提示を行う事が可能になる。

[0128] かかる鑑定装置に対する鑑定依頼は、前記財産評価部30における評価情報の作成後であり、当該評価情報を、前記財産管理装置10(財産の評価支援装置13)が所定のタイミングで鑑定装置に送信する。このほか、利用者端末51からの鑑定依頼を要求する鑑定依頼情報の取得を契機に、前記財産管理装置10(財産の評価支援装置13)が、当該評価情報を鑑定装置に送信することもできる。そして、鑑定装置において鑑定情報が生成されると、前記財産管理装置10(財産の評価支援装置13)は、鑑定情報取得部において当該鑑定情報を取得する。

[0129] また前記財産管理システム100(財産の評価支援システム130)は、前記図9に示した処理を実行する財産管理システム100(財産の取引支援システム120)を用いて構成することもできる。

図15は、財産管理システム100(財産の取引支援システム120)を利用して形成した財産管理システム100(財産の評価支援システム130)の処理を示している。この図15において、図9に示した処理と同じ処理については同じ符号を付して詳細な説明は省略する。

本実施の形態に係る財産管理システム100(財産の評価支援システム130)における財産管理装置10(財産の評価支援装置13)は、前記財産の価値を評価する財産評価部30を備えて構成されており、前記図14に示したネ

ットワークに、希望者端末52を接続して形成することができる。

また当該財産管理システム100(財産の評価支援システム130)は、財産管理装置10(財産の取引支援装置12)の財産情報記憶部21に保持された財産、即ち公表管理部22によって公表され、譲渡又は貸与等の取引意思を有する財産について、その価値を評価するものとして構成している。

[0130] かかる財産管理システム100(財産の評価支援システム130)における処理は、前記図9に示した財産管理システム100(財産の取引支援システム120)と同様に、最初に利用者が管理する財産の登録処理が実行される。かかる財産の登録処理は、前記図5で示した通り、利用者端末51から送信されるか、又は評価支援装置13がネットワーク上に公表されている情報(財産特定情報85及び／又は利用者情報)を収集することで行われる。この財産特定情報85及び／又は利用者情報は、公表されていることが望ましく、且つ譲渡又は貸与等の取引を行うことを前提とすることが望ましいが、その取引における対価や時期を含む条件については、特定する必要はない。

[0131] この取引支援システム120においても、取引対象となる財産についての価値評価結果を取得することができる。具体的には、最初に、利用者が利用者端末51を操作すること、又は当該財産管理装置10(財産の評価支援装置13)がインターネット上から情報を収集することによって、財産特定情報85を財産情報記憶部21に記憶する(S54)。

当該財産管理装置10(財産の評価支援装置13)の財産評価部30は、取引希望情報を取得することによって(S57)、当該財産情報記憶部21が保持する財産特定情報85を使用して、当該財産と同一又は類似の財産についての現在または過去の取引実績から、当該財産の価値を評価する評価処理を実行する(S66)。

[0132] かかる評価処理の実行(S66)は、財産情報記憶部21への財産特定情報85の記録のときに行う他、当該財産情報記憶部21に財産特定情報85を記録した後における任意のタイミングで実行することができる。

例えば、評価処理の実行(S66)は、利用者端末51からの評価要求の指

示(S 6 5)によって実行する他、公表されている財産情報に接した希望者端末5 2からの当該財産に対する評価要求の指示によって実行することができる。

[0133] 上記財産評価部3 0における評価結果の情報は、財産管理装置1 0(財産の評価支援装置1 3)の記憶部に保持する他、必要に応じて利用者端末5 1や希望者端末5 2に送信することができる。具体的には、利用者端末5 1及び希望者端末5 2の両方に送信する他、前記評価要求の指示を行った利用者端末5 1又は希望者端末5 2に送信することができる。このほか、前記評価要求の指示に際して指定した利用者端末5 1又は希望者端末5 2に送信することとしてもよい。

[0134] 特に取引対象となっている財産について、譲受や借用を望んでいる希望者にあつては、取引交渉に際して、当該財産評価部3 0における評価結果を付して交渉を行うこともできる。

図1 6は、当該財産評価部3 0における評価結果1 6 1と、希望者における譲受又は借用の希望条件とを含んだ取引申込情報1 6 2を表示した画面である。

取引の希望者は、譲受や借用を希望する財産についての評価結果を取得し、これを考慮した上で利用者に対して提示する対価や時期などの取引条件を特定する。そして、希望者は、取引条件を取引申込情報1 6 2として利用者に提示することができる。これに対して、利用者は、客観的な評価結果である市場価値を考慮した取引条件に基づいて取引を行うか否かを判断することができる。

[0135] 特に、財産管理システム1 0 0(財産の取引支援システム1 2 0)を元に構築した財産管理システム1 0 0(財産の評価支援システム1 3 0)は、利用者が管理する財産を、取引における潜在的な在庫(即ち取引対象)として公表することができる。

また、財産の評価支援システム1 3 0は、当該在庫(即ち取引対象)に対して客観的な価値評価を行い、その結果を利用者又は希望者に提供することが

できる。

従って、財産の評価支援システム 130 は、当該在庫(即ち取引対象)を管理する利用者に対して、客観的な評価結果である市場価値を考慮した取引条件を提供することができる。

利用者は客観的な評価結果である市場価値が提供されることによって安心でき、取引に応じる可能性が高まり、結果として商品の取引機会が増加することになる。

[0136] 《財産の相続支援装置及び相続支援システム》

図 19 は、更に別の実施の形態に係る財産管理装置 10 (相続支援装置)を用いて構成した財産管理システム 100 (相続支援システム 140)のシーケンス図を示しており、図 20 はこの実施の形態における承継情報の項目を示したファイル(又はデータベース)構成図であり、図 21 は承継人ファイル(又はデータベース)91の項目を示す構成図である。特に本実施の形態では、承継人が一般承継人(相続人)である場合の例を示しているが、当該承継人は特定承継人であっても実施することができる。また、当該財産管理システム 100 (相続支援システム 140)は、承継対象となる財産について、承継事由の発生により遺言書を作成するべく、遺言情報作成装置 56 と連携するように構成している

[0137] この図に示す様に、利用者端末 51 に入力画面を表示させて(S51)、利用者端末 51 の操作によって、承継対象となる財産について、財産特定情報および利用者情報を入力し(S52)、財産管理装置は当該入力情報を取得する。本実施の形態では、この承継対象となる財産について、利用者端末 51 から、承継人である相続人を特定する相続者情報を入力することにより(S90)、財産管理装置 10 は相続者特定情報を取得することができる。この財産管理装置 10 (相続支援装置)は、当該相続者特定情報を取得してこれを保持することから(S54)、管理している財産についての相続その他の一般承継を含む承継を行うことができる。本実施の形態における相続者特定情報は、承継人を特定する承継人情報の 1 つの実施形態であって、これは承継情報の

1つとして財産情報記憶部などに保持することができる。かかる承継情報(特に、相続者特定情報)は、自然人である他、法人であっても良く、またそれぞれの管理財産ごとに特定しても良い他、幾つかの管理財産ごとに設定することもできる。かかる相続者特定情報を保持する承継人ファイル(又はデータベース)は、図21に示す様に、相続人コード、氏名、住所、電話番号、電子メール等、相続人を特定する項目で構成することができる。

[0138] かかる財産管理装置10(相続支援装置)において、前記財産情報記憶部は、更に管理対象となる財産の所有者、管理者又は使用者を特定する利用者情報を含むことができ、更に前記財産特定情報及び利用者情報それぞれの公表又は非公表を特定する公表特定情報の入力を受け付け(S53)、これを取得して保持することもできる(S54)。そして前記公表特定情報に含まれる公表条件情報に基づいて財産特定情報及び／又は利用者情報の公表処理を行う公表処理部を具備し、前記公表特定情報には、公表する財産特定情報及び／又は利用者情報ごとに、公表内容と前記公表するための公表条件とを含む公表条件情報を含めることができる。

[0139] 特に本実施の形態において、前記財産特定情報、利用者情報、公表特定情報、公表条件情報および承継情報は、財産管理装置10における財産情報記憶部で保持して、当該財産を管理することができる。そして登録した財産については、図20には示していないが、前記図9に示したのと同様の処理により、公表／非公表処理を実行することができる。

[0140] そして本実施の形態において、当該財産管理装置10で保持している財産については、前記図13に示した財産価値評価要求を行うことができ、これに基づいて当該財産管理装置は、各財産についての価値評価処理を実行することができる。具体的には、財産価値評価要求情報を送信し(S63)、これを取得した財産管理装置10(相続支援装置)は財産価値評価を実行する(S64)。かかる財産価値評価の処理は、当該財産管理装置で行うことができる他、ネットワークで接続された外部の価値評価装置の評価結果を取得することによって行うこともできる。但し、当該管理財産に対する財産価値評価の処

理は任意に行うことができ、当該財産価値評価の処理を行わなくとも良い。

[0141] そして前記承継情報は、承継の発生原因となる事由を特定する承継事由情報を備えることができる。特に本実施の形態では、図 21 に示す様に相続などの承継の発生原因となる事由を特定する相続事由として承継事由情報を特定している。当該承継事由が発生した場合には、利用者端末 51 から承継事由発生情報を送信し(S91)、財産管理装置 10(相続支援装置)は当該承継事由発生情報の受信を契機として、遺言書を作成する遺言書作成装置に対して、管理対象となる財産の財産特定情報と、承継情報と、必要に応じて利用者情報と共に遺言書作成指示情報を送信する(S92)。当該承継事由を充足したか否かについては、前記承継情報に保持されている承継人または前記利用者情報に保持されている利用者から送信された承継事由充足を特定する情報(承継事由発生情報)に基づいて判断することができる。その他にも、インターネット上の検索で取得した情報や、自治体で管理している住民台帳情報との連携、または法務局で管理している法人登記簿情報との連携によって取得することができる。特に、住民台帳情報との連携では死亡届の受理情報を承継の発生原因とすることができ、また法人登記簿との連携では、法人登記簿の閉鎖情報を承継の発生原因とすることができ。

[0142] 本実施の形態に係る財産管理装置 10(相続支援装置)では、承継事由発生情報の受信に基づいた遺言書作成指示情報の受信(S93)を契機として、承継情報に従った遺言情報(遺言書)を作成し(S94)、必要に応じて当該遺言情報に認証を付加した上で、財産管理装置 10(相続支援装置)に送信することができる(S95)。特に当該遺言情報作成装置は、遺言対象となる財産の特定、相続人の特定、遺言書の日付など、有効となる遺言書の作成に必要な要件を具備した遺言情報を作成するように構成することが望ましい。そして財産管理装置(相続支援装置)は、当該遺言情報(遺言書)を受信すると(S96)、これを保持する(S97)。これにより、当該遺言情報(遺言書)の客観性を確保することができる。

[0143] なお、前記承継情報には、図 21 に示す様に、承継の発生原因の他に、承

継を行う為の条件を承継条件情報として含めることができる。かかる承継条件情報は、一般承継や特定承継等の承継が発生する原因とは別に、当該原因が発生した上で、さらに承継を行う為の条件を規定する情報とすることができる。

[0144] 本出願は、2022年1月6日出願の日本特許出願2022-000873号に基づくものであり、その内容はここに参照として取り込まれる。

符号の説明

- [0145]
- 10 財産管理装置
 - 11 公表管理装置
 - 12 取引支援装置
 - 13 評価支援装置
 - 20 取引申込情報記憶部
 - 21 財産情報記憶部
 - 22 公表管理部
 - 27 関連財産取引情報提供部
 - 28 取引履歴公表部
 - 29 取引希望情報記憶部
 - 30 財産評価部
 - 32 利用者連絡先情報
 - 42 公表条件情報
 - 43 公表範囲情報
 - 51 利用者端末
 - 52 希望者端末
 - 53 鑑定装置
 - 81 取引希望情報
 - 82 取引条件情報
 - 83 ランク情報
 - 84 取引要素情報

- 8 5 財産特定情報
 - 1 0 0 財産管理システム
 - 1 0 1 取引希望条件情報
 - 1 1 0 公表管理システム
 - 1 2 0 取引支援システム
 - 1 3 0 評価支援システム

請求の範囲

- [請求項1] コンピュータを用いて構成され、有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産を管理して、その承継を支援する承継支援装置であって、
- 管理対象となる財産を特定する財産特定情報と、当該財産について予め定めた承継人を特定する承継人情報を含む承継情報と、少なくとも前記財産特定情報の公表又は非公表を特定する公表特定情報とを保持する財産情報記憶部と、
- 当該財産情報記憶部が保持する公表特定情報に基づいて、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも何れかの情報の公表を管理する公表管理部を備えることを特徴とする承継支援装置。
- [請求項2] 前記承継情報は、更に承継の発生原因となる事由を特定する承継事由情報を含み、
- 当該承継の発生原因となる事由の充足を条件として、前記財産特定情報と承継人情報とを、遺言書情報を作成する遺言作成装置に送信する承継情報送信部を備える、請求項1に記載の承継支援装置。
- [請求項3] 更に、前記管理対象となる財産について価値を判断する財産価値評価部を備える請求項1又は2に記載の承継支援装置。
- [請求項4] コンピュータを用いて構成され、利用者が管理する有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産の評価を支援する評価支援装置であって、
- 利用者が管理する財産を特定する財産特定情報と、当該財産を管理する利用者を特定する利用者情報と、前記財産特定情報及び利用者情報それぞれの公表又は非公表を特定する公表特定情報とを保持する財産情報記憶部と、
- 前記公表特定情報に基づいて、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも何れかの情報の公表を管理する公表管理部と、
- 前記公表管理部で前記公表特定情報に基づき前記財産特定情報及び

利用者情報の少なくとも何れかの情報の公表を管理している場合、前記公表特定情報に含まれる公表条件情報に基づき公表処理を行う公表処理部と、

前記財産特定情報及び利用者情報の何れも公表されていない場合、および前記公表処理部で公表条件情報に基づき財産特定情報及び利用者情報の少なくとも一方が公表されている場合のいずれであっても、取引が成立したことで当該取引の履歴を保持する履歴保持部と、

前記財産情報記憶部で保持する利用者情報に基づいて当該財産の価値を評価する財産評価部と、

前記財産情報記憶部で保持している利用者情報に基づいて利用者が管理している財産を譲渡又は相続の取引を行う取引先を特定することによって、前記利用者情報、前記財産評価部で評価した財産に関する前記財産特定情報および前記取引先の情報を、遺言の作成を行う特定のコンピュータに送信する送信部と

を具備し、

前記公表特定情報は、前記財産特定情報及び利用者情報の何れも公表しないこと、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも一方を公表することが選択可能であって、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも一方を公表することを選択した場合、前記財産ごとに、前記財産特定情報及び利用者情報の少なくとも一方の情報を指定した公表内容と前記公表するための公表条件とを含む公表条件情報が含まれることを特徴とする、評価支援装置。

[請求項5]

コンピュータによって実行される、有体財産及び無体財産の少なくとも何れかの財産を管理して、その承継を支援する承継支援プログラムであって、

管理対象となる財産を特定する財産特定情報と、当該財産について予め定めた承継人を特定する承継人情報と、承継の発生原因となる事由を特定する承継事由情報とを取得して、これらを保持する財産情報

記憶ステップと、

管理対象となる財産について価値を判断する財産価値評価ステップと、

前記承継の発生原因となる事由の充足を条件として、前記財産特定情報と承継人情報とを、遺言書情報を作成する遺言作成装置に送信する、承継情報送信ステップとからなる、承継支援プログラム。